

# 令和3年度の 国民健康保険税

期限内納付に  
ご協力ください



国民健康保険は、病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が普段から保険税を納め、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

令和3年度の国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合算により算定されます。

## 軽減・減免制度

国民健康保険税には、低所得者の負担を軽減するための「軽減制度」や特別な事情が生じた場合の「減免制度」があります。

### ◆軽減制度

前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、保険税の均等割と平等割が世帯の所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。

※所得の申告をしていない場合は軽減の対象となりませんので、必ず申告をお願いします。

### ◆減免制度

火災や天災などで財産に大きな損害を受けたり、事業の不振などにより所得が減少し、保険税の納付が困難な場合などには、申請によって保険税の一部が減免される制度があります。

### ◆75歳以上の方と 同居世帯の「軽減制度」

①保険税の軽減を受けている

世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、前年度と同じ軽減を受けることができます。

②国民健康保険の被保険者が一人になる場合は、平等割が最初の5年間半額になり、その後の3年間は4分の1が減額されます。

### ◆75歳以上の方と 同居世帯の「減免制度」

75歳以上の方が会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入することにより、その被扶養者の方(65歳〜74歳)が国民健康保険に加入する場合、申請により保険税の一部減免が受けられます。

## 国民健康保険税の 納付

国民健康保険は、私たちが安心して医療を受けるための国民皆保険制度の根幹となるもので、それを支えるための大切な財源が、国民健康保険税です。期限までに必ず納めて

いただくようお願いします。納付方法は次のとおりです。

### ◆普通徴収の方

7月中旬に納税通知書(一般納付分・口座振替分)を送付します。金融機関やコンビニなどで納付できます。

### ◆特別徴収(年金天引き)の方

本徴収(10月・12月・2月)の納税通知書兼特別徴収額通知書を送付します。

## 令和4年度からの 国民健康保険税

茨城県では、国民健康保険税の賦課方式を所得割と均等割の2方式に統一する方針を掲げています。

それにもない、坂東市でも賦課方式が変更となる可能性があります。被保険者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

### ■お問合せ

保険年金課

☎0297(21)2187